

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った、2 件の公文書の存否を明らかにしない非公開決定は、いずれも妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づき、平成23年1月11日付けで実施機関に対し2件の公開請求を行った。公開を求める公文書の件名又は内容は次のとおりである。

##### (1) 再審査申請書(平成21年3月16日付け)

(私が特定留置施設に居た時に、新聞紙購入不許可処分に対して申し立てた文書)

##### (2) 被留置者金品出納簿

(特定個人の平成21年2月11日から同年3月30日までの文書で特定留置施設で保管してある文書)

(以上2件の請求対象である公文書を、以下「本件対象公文書」という。)

#### 2 実施機関の決定

これに対し実施機関は、「公開請求に係る公文書の存否について答えることは、特定留置施設における特定個人の留置事実の有無を答えることと同様の結果が生じることとなり、特定個人を識別することができるため(条例第6条第1号に該当)。」との理由を付して、条例第9条に基づく当該公文書の存否を明らかにしない公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成23年1月28日付け留管第41号及び第42号により、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年3月11日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

処分庁は、本件対象公文書を、本件処分の決定時より前に名古屋高等裁判所民事第4部(以下「高裁民事部」という。)に提出しており、これらの書類は民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条の規定により何人でも閲覧できるものであるから、審査請求人が特

定留置施設に留置されていた事実は既に公にされており、存否応答拒否は許されない。

条例第6条第1号ただし書の「慣行公情報」とは訴訟当事者の攻撃防御権である書証にも適用される。すなわち、書証に記載された事項はすべて裁判官等に公に公開された情報であり、そして、請求があれば民事訴訟法第91条の規定によって何人でも閲覧できるものであるから、処分庁の高裁民事部への書証の提出は条例に基づく情報公開と同視できる情報である。

そして、「本件条例（注：愛知県公文書公開条例）には、請求者が請求に係る公文書の内容を知り、又はその写しを取得している場合に当該公文書の公開を制限する趣旨の規定は存在しない。これらの規定に照らすと、本件条例5条所定の公開請求権者は、本件条例に基づき公文書の公開を請求して、所定の手続により請求に係る公文書を閲覧し、又は写しの交付を受けることを求める法律上の利益を有するといふべきである（平成14年2月28日最高裁判所第一小法廷判決。以下「平成14年判決」という。）」と判示されているのであるから、審査請求人が本件対象公文書の交付を受けることを求める法律上の利益を有していることは明らかである。

#### 第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 個人情報該当性について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものであり、この場合の個人に関する情報には、原則として個人に関する全ての情報が該当し、本件のように特定個人が特定留置施設に留置されているときに刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成15年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）に基づいて再審査の申請を行ったという事実や特定留置施設に留置されている時に作成された被留置者金品出納簿の有無も含まれることは明らかである。

本件処分において、審査請求人はいわゆる自己情報の公開請求を行っているものと解されるが、条例は、何人に対しても、請求の目的いかに問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の公開請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、条例第6条第1号ただし書に該当しない限り、非公開となる。

##### 2 存否応答拒否について

特定の個人を指定した公文書公開請求において、対象公文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人が特定留置施設に留置されている際に刑事収容施設法に基づく再審査の申請を行ったか否かという事実を回答することと同様の結果を生じさせ、また、特定個人の被留置者金品出納簿の有無を明らかにすることは、特定個人が特定留置施設に留置された事実を回答することと同様の結果を生じさせる。

これらはいずれも、条例第6条第1号で規定する非公開情報（個人情報）を公開することとなるから、条例第9条を適用し、当該請求にかかる公文書の存否を明らかにしないで、非公開決定（存否応答拒否）を行ったものである。

##### 3 審査請求人の主張について

本件公文書公開請求は、民事訴訟記録の公開を求めたものでないため、民事訴訟法の規定

に言及する必要はないと思われるが、訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開は、少なくとも個人に関する情報については、民事訴訟法第91条第1項の規定が存在することの一事をもって、条例第6条第1号ただし書イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとは言えない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の2件の公開請求の趣旨は、特定個人である審査請求人本人が、刑事収容施設法に基づき提出したとする留置業務管理者の措置に対する再審査申請書及び、同人が特定留置施設に留置されている時に、被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号）に基づき作成されたとする被留置者金品出納簿の公開を求めるものと認められる。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関は、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号本文に規定する非公開情報に該当するため、条例第9条に基づき公文書の存否を明らかにしない決定を行ったと説明し、これに対し審査請求人は、本件対象公文書は実施機関が高裁民事部に書証として提出したものであり、民事訴訟法に閲覧規定があることから、条例第6条第1号ただし書イに規定する慣行公情報に該当し、存否を明らかにしない非公開決定は不当であると主張しているため、条例第6条第1号の該当性及び存否応答拒否の妥当性について、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第6条第1号該当性について

##### ア 条例第6条第1号本文及びただし書イの趣旨について

条例第6条第1号は、本文において、非公開情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

そして、同号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲内にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

##### イ 条例第6条第1号該当性について

当審査会で検討したところ、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになるのは、特定個人が特定留置施設に留置されている際に刑事収容施設法に基づく再審査の申請を行ったか否かという事実及び、特定個人についての被留置者金品出納簿の有無、すなわち特定個人が特定留置施設に留置されたか否かという事実である。これらは、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

一方、民事訴訟法に訴訟記録の閲覧に関する規定があることは認められるが、審査請求人が提出した公文書公開請求書を見分したところ、(公開を求める)公文書の件名又は内容欄の記載からは、本件請求が高裁民事部に提出された書証としての公文書の公開を求める趣旨であるとは認められないことから、本件対象公文書が民事訴訟記録として同号ただし書イに該当するか否かについては、判断する必要がない。

仮に、本件対象公文書が高裁民事部に提出された書証であった場合について検討すると、訴訟記録の閲覧制度については、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表し又は写しを交付することが許されているものと解することはできない(平成23年9月6日付け当審査会答申第95号、第96号及び第97号)。

そして、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになるのは、特定個人の留置事実の有無等に関する情報であり、こういった情報は個人に関する情報の中でも最も秘匿性が高く、その保護の必要性の高い情報であるため、本件対象公文書の存否については、訴訟記録の閲覧制度があることを考慮しても、明らかにすることによって個人のプライバシー等を侵害するおそれがあり、その程度は受忍限度を超えるものと認められるため、本号ただし書イに該当するものとしてその存否を明らかにするべきであるとは認められない。

これらのことから、本件対象公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号本文に該当し、非公開とすべき情報であると認められる。

## (2) 存否応答拒否の妥当性について

本件請求に係る公文書公開請求書の「(公開を求める)公文書の件名又は内容」欄には、「私」又は「審査請求人本人の氏名」の記載があることから、本件請求は、いわゆる自己情報の公開を求める趣旨であると認められる。条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から本人に関する情報の公開請求があった場合にも、特定の個人が識別される情報であれば、条例第6条第1号ただし書又は第8条の規定による裁量的公開に該当しない限り、非公開となる。

本件において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることによって明らかになる情報が条例第6条第1号で規定する非公開情報であることについては、上記(1)のとおりであるから、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由があると認められる。

## (3) その他審査請求人の主張について

審査請求人が引用する平成14年判決は、公文書非公開決定取消訴訟において実施機関により非公開とされた公文書が書証として提出されたとしても、当該決定の取消しを求める訴えの利益は消滅しないとされた事例であり、本件とは争点が異なるので、その援用は妥当でない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年4月11日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年7月29日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年8月10日	・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成23年8月29日 (第100回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成23年9月26日 (第101回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)